

京都市告示第 4 3 7 号

京都市スポーツ施設の指定管理者である西京極北スポーツネットワーク，京都市体育協会グループ，京都市体育協会グループKから，京都市西京極総合運動公園条例第 4 条，京都市宝が池公園運動施設条例第 4 条，及び京都市都市公園条例第 7 条第 3 項の規定に基づき，それぞれ施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 西京極北スポーツネットワーク，京都市体育協会グループ，京都市体育協会グループK

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場(トラックのみ)，同補助競技場，宝が池公園球技場及び岡崎公園野球場(外野芝生のみ)について，平成 2 6 年 1 月 2 日(木)から平成 2 6 年 1 月 3 日(金)までを供用しない日から除く。また，同期間中の供用時間を午前 9 時から午後 4 時までとする。

(理由)

各指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室)